２０２１年度職場実態調査について

宮崎県教職員組合　組織部

１．退庁時刻

１，勤務時間外の仕事に関して

（割合・％）

		小学校	中学校	合計
①　だいたい何時ごろに退庁しているか。 ※　部活動やスポーツ少年団・吹奏楽部活動等を校外で行っている場合は、活動を終えて帰る時刻。	A，ほぼ退庁時刻と同時	12	2	10
	B，午後５時頃	22	21	22
	C，午後６時頃	44	23	40
	D，午後７時頃	18	33	20
	E，午後８時頃	3	18	6
	F，午後９時以降	0	2	0
	G，無回答・不明	2	2	2
	合　計	101	101	100

※１―１　午後６時が多くなっている。退庁が遅くなる理由については、下表のように、小中学校ともに、授業準備、学級業務が多く、過半数を超えている。また、中学校は、それに部活動が加わってくる。

（割合・％）

		小学校	中学校	合計
②　退庁が遅くなる理由は何ですか。 （複数回答可）	A，授業準備	57	70	60
	B，部活動等	1	49	9
	C，校務分掌業務	47	44	46
	D，学年関連業務	28	26	28
	E，学級業務	60	42	57
	F，ＰＴＡ・保護者対応	18	11	17
	G，児童・生徒対応	14	12	14
	H，教育委員会対応	5	0	4
	I，健診・予算他	6	2	5
	J，その他	6	5	6
	K，定時退庁	4	2	4
	L，無回答・不明	7	0	6
	合　計			

※１－２　終業時刻を午後４時４０分と仮定すると、午後６時退庁で平日１日８０分の超過勤務である。これを１カ月（２０日で計算）に換算すると、それだけで月に２６時間４０分の超過勤務（平日のみ）となる。

２．始業前の勤務

（割合・％）

		小学校	中学校	合計
③　学校には始業時刻のおよそ何分前から出勤していますか。	A，ほぼ始業時刻と同時	7	7	7
	B，２０分前	17	21	18
	C，２１分～４０分前	36	37	36
	D，４１分～１時間前	29	26	29
	E，１時間以上前	10	9	9
	F，無回答・不明	1	0	1
	合　計	100	100	100

※２　２１分～４０分前に出勤しているという回答が多かった。昨年度も３０分前が一番多い。ただ、今年度は、４１分～１時間前という回答も多く、朝の勤務開始時刻が早くなっている傾向にある。児童、生徒の登校時刻との関係も予想される。

平日３０分前の出勤を１カ月（２０日で計算）に換算すると、月に１０時間の超過勤務（平日のみ）となる。

※１と※２を合計すると、休憩時間４５分をしっかりと休んだと仮定しても、平日１日の超過勤務時間は１１０分、１カ月（２０日で計算）に換算すると、月に３６時間４０分の超過勤務（平日のみ）となる。

３．休憩時間と仕事

（割合・％）

		小学校	中学校	合計
⑤　普段、昼休みの実質的な休憩時間は何分とれているか。	A，５分以内	56	32	52
	B，６分～１５分	26	33	27
	C，１６分～２５分	8	19	10
	D，２６分～３５分	4	16	6
	E，３６分～４５分	4	0	3
	F，無回答・不明	3	0	2
	合　計	101	100	100

※３　今年度も、５分以内が５０％を超えた。２年前、「昼休みは職員の休憩時間というよりも、児童・生徒の長い休み時間であり、職員にとっては貴重な空き時間（学級事務や学校業務に集中できる時間）となっている実態があります」と述べたが、その実態は変わっていない。

児童、生徒の下校時刻を早くするため、休憩時間を３０分と１５分に分割している学校もある。児童、生徒が下校した後の後半１５分の休憩時間は、公的には会議などができないため、自分の仕事をするのに最適な時間だと想像できる。前半の３０分に仕事をし、後半の１５分も仕事をしていると、１日中、休憩時間をとらずに勤務をしているということになる。勤務時間の途中に心身を休める時間を確保し、疲労を回復し、健康を保持していくという休憩時間の設定意義が、ここにはない。

休憩時間４５分の中で、そのうちの４０分仕事をした場合、１カ月（２０日で計算）に換算すると、月に１３時間２０分の超過勤務（平日のみ）となる。

※１と※２と※３を合計すると、３０分前に出勤し、午後６時に退庁し、休憩時間に４０分仕事をする人は、平日の学校での超過勤務時間が１５０分となり、１カ月（２０日で計算）に換算すると、月に５０時間の超過勤務（平日のみ）となる。

４．平日の持ち帰り仕事

（割合・％）

		小学校	中学校	合計
⑥　普段、自宅に持ち帰ってどれくらい仕事をしているか。（平日１日）	A，しない	31	42	33
	B，１時間未満	40	40	40
	C，１時間以上～２時間未満	24	16	22
	D，２時間以上～３時間未満	4	2	4
	E，３時間以上	1	0	1
	F，無回答・不明	0	0	0
	合　計	100	100	100

※４　持ち帰り仕事をしない人（できない人も想定される）と１時間未満の人の割合がほぼ同じなので、平均して平日に３０分の持ち帰り仕事していると仮定した場合、１カ月（２０日で計算）に換算すると、月に１０時間超過勤務（平日のみ）となる。

これに、週休日に学校や自宅で仕事をしている時間、週休日の部活動やスポーツ少年団活動等を加えると、さらに、１カ月の超過勤務時間は多くなる。

※５　以下、１カ月の時間外勤務の平均である。

平日の超過勤務時間（休憩時間での仕事も持ち帰り仕事も含めない）だけで４５時間を超えている人（右から２列目の数値参照）が全体の２５％となっている。

これに、平日の休憩時間での仕事、平日の持ち帰り仕事、週休日の仕事を加えると、全体の３３％の人が８０時間を超えている。（一番右の数値参照）

校種	1か月の時間外勤務（平日、在校時間外のみ）	1カ月の時間外勤務（平日、休憩時間での仕事含む）	1カ月の時間外勤務（平日休憩時間での仕事、平日持ち帰り仕事含む）	1か月の時間外勤務（週休日の仕事含むすべて）	1か月の時間外勤務（平日、在校時間外のみ）（45時間超）割合	1か月の時間外勤務（週休日の仕事含むすべて）（80時間超）割合
小学校	32時間10分	43時間34分	57時間07分	64時間36分	20.0%	31.1%
中学校	44時間16分	54時間45分	64時間24分	76時間56分	50.9%	47.4%
平　均	34時間16分	45時間31分	58時間23分	66時間45分	25.4%	33.9%

正規・非正規	1か月の時間外勤務（平日、在校時間外のみ）	1カ月の時間外勤務（平日、休憩時間での仕事含む）	1カ月の時間外勤務（平日休憩時間での仕事、平日持ち帰り仕事含む）	1か月の時間外勤務（週休日の仕事含むすべて）	1か月の時間外勤務（平日、在校時間外のみ）（45時間超）割合	1か月の時間外勤務（週休日の仕事含むすべて）（80時間超）割合
正規	36時間53分	48時間32分	62時間14分	71時間05分	28.1%	37.8%
臨時	31時間58分	43時間13分	56時間37分	64時間58分	22.7%	31.8%
非常勤	2時間35分	7時間35分	12時間02分	13時間48分	0.0%	0.0%
再任用	23時間54分	32時間53分	40時間17分	46時間16分	13.0%	13.0%
未記入	21時間40分	35時間00分	35時間00分	39時間00分	0.0%	0.0%
平　均	34時間16分	45時間31分	58時間23分	66時間45分	25.4%	33.9%

年齢	1か月の時間外勤務（平日、在校時間外のみ）	1カ月の時間外勤務（平日、休憩時間での仕事含む）	1カ月の時間外勤務（平日休憩時間での仕事、平日持ち帰り仕事含む）	1か月の時間外勤務（週休日の仕事含むすべて）	1か月の時間外勤務（平日、在校時間外のみ）（45時間超）割合	1か月の時間外勤務（週休日の仕事含むすべて）（80時間超）割合
10代	16時間40分	30時間00分	30時間00分	30時間00分	0.0%	0.0%
20代	41時間00分	52時間49分	66時間19分	76時間24分	77.8%	38.1%
30代	32時間42分	44時間19分	57時間17分	64時間45分	64.9%	16.2%
40代	34時間18分	45時間12分	60時間24分	68時間06分	70.7%	22.7%
50代	31時間59分	43時間44分	56時間19分	64時間57分	67.9%	17.0%
60代	28時間16分	36時間40分	43時間13分	49時間04分	55.2%	0.0%
70代	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
未記入	42時間20分	53時間30分	67時間30分	78時間12分	90.0%	40.0%
平均	34時間16分	45時間31分	58時間23分	66時間45分	25.4%	33.9%

※６　変形労働時間制は、１カ月の超過勤務時間が４５時間を超えないこと、さらに年間３６０時間を超えないことで導入されることになっているが、実態は、ほど遠いものとなっている。

外国語、新しい道徳の時間など教育課程に関するものや、タブレット端末の導入など教育機器に関するものなど、新しいものが次々に学校に入ることで、職場は困惑している。

特にタブレット端末については、段階的に、そして、検証を重ねながら導入されたものではなく、授業での活用法をはじめ、さまざまな課題を現場任せにしている感は否めない。

また、行政から、具体的な業務の削減案を示すことがないまま、「早く帰りましょう」という啓発止まりになっている「働き方改革」では、出退勤記録でさえ「なくしてほしい業務」に入ってしまうという矛盾もある。

超過勤務をなくし、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、自分がどのくらい超過勤務をしているかを客観的に把握する必要がある。

そのために出退勤記録が必要となってくるが、その記録のほとんどが、教職員の個人用ＰＣへの入力から始まる現在のシステムは、現場実態にそぐわない。まず、教職員の個人用ＰＣが、職員室の棚に厳重に保管されていて、それを職員室の自分の机や教室に持っていくところから始めなければならない。ＰＣの電源を入れ、ソフトを起動している間に、すでに子どもたちとのかかわりが始まっている。

やはり、タイムカードの導入が必要である。出張のときや、休暇処理についての課題などはあるものの、まずは、タイムカードを導入し、その後、それを現場実態に合うものに改善していけばいいのではないか。

寄せられた記述回答では、「教員１人の持ち時間数を２０時間以内とする」、「宿題をなくす」など、大胆かつ具体的な業務の削減案も示していただいた。

行政に対して、どのような具体案を提起していけばいいのか、まずは、現場の声を聞くところから始めたい。